

2008 春闘速報

2008春季生活闘争札幌圏闘争委員会

2008年4月 4日発 第7号発行責任者 伊藤正義 011-210-0505 Fax011-210-0606

08春闘 第二次産別・単組オルグ14日から

4/3 札幌圏第3回春闘実行委員会で確認

4・24「札幌圏 連合400+αアクション」の成功と地場労組取り組み激励へ向け

札幌圏春闘実行委員会は4月3日18時15分より「かでの2・7」において第3回春闘実行委員会を開催しました。取り組み課題として労働行政要請行動と4月24日に開催する地場未解決組合解決促進集会「札幌圏 連合400+αアクション」の内容について討議がなされました。労働行政要請行動は労働基準監督署2署（中央・東）を4月10日、職業安定所3所（札幌・札幌東・札幌北）を4月11日にそれぞれ10時30分から実施するとし、要請内容の検討がなされました。同委員会は要請項目第一案を別紙の通りとして、直前まで随時修正加筆を受け付けるとしました。詳細は事務局まで。

新企画 「組合ビデオレター」
また、「札幌圏 連合400+αアクション」については、全単組参加を実現するため、組合紹介ビデオレターを作成し、オープニング上映とし、単組産別報告でも可能な限り多くの組合員に登壇し報告を受けるとしました。このビデオレター作成にあたり、事務局が各産別・単組へ撮影要請を行うとしました。是非積極的な協力をお願いいたします。

【労働行政要請行動の日程】

1. 労働基準監督署

日時 4月10日(木)10時30分～(2署合同)
場所 札幌中央労働基準監督署内
(中央区大通西12丁目)

2. 職業安定所

日時 4月11日(金)10時30分～(3所合同)
場所 札幌職業安定所内
(中央区南10条西14丁目)

4・24 札幌圏 2008 春季生活闘争 未解決組合解決促進集会

札幌圏 連合400+α アクション

日時 4月24日(木)18時20分～
場所 札幌市中央区 エルプラザホール
主催 連合北海道 石狩地域協議会
札幌地区連合会

参加組合について組合旗を持参してください。

第1次解決促進ゾーンは地場本番！成果着実

交渉状況報告の中で、JR総連・JR連合は3月14日までにそれぞれ妥結し定昇を確保したとし、JP労組は3月14日に妥結しベア獲得に加え要員不足対策についても成果を挙げたとしています。自動車は中央交渉のホンダ系労組を除き4月に入り本格交渉とし週明け7日以降には一斉に回答が出されるとの見通しです。是正分確保が確実な労組が多く成果が期待できます。中小労連加盟各単組も4月以降交渉を本格化するとし闘争体制構築・情報収集に取り組み中としています。4月14日からのオルグで各組織の報告を受けます。みなさん宜しくお願いいたします。要請先・担当者は以下のとおりです。

要 請 先	担 当
自治労全道庁 自治労札幌職連 自治労札幌市労 自治労札幌病職 自治労市町村共済 自治労都市共済 全農林 全開発 全水道 札幌組 JP労組 森林労連 政労連 全財務	中野 工藤 伊藤
情報労連 UIゼンセン同盟 電力総連 サービス連合 サービス・流通連合 NHK労連 全国ガス 全労金 労済労連 住宅生協職組 JR総連 JR連合	佐々木 衛藤 工藤仁
自動車総連 電機連合 運輸労連 都市交通 交通労連 フード連合 全自交 私鉄総連 基幹労連 JAM北海道 全建総連 建設連合 札幌地域労組 道季労	鈴木安達 山本

2008年4月10日
連合石狩地協 発第 号
札幌地区連合 発第 号

札幌中央労働基準監督署
署長 高橋 隆一 様

札幌東労働基準監督署
署長 上谷 清二 様

連合北海道石狩地域協議会
会長 山本 廣和

連合北海道札幌地区連合会
会長 山本 廣和

2008年度札幌圏労働基準行政に関する要請書

国内外の情勢が大きく揺れ動き、働き手・生活者を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、各種事業団体及び個別事業者に対する指導・啓発を通じ、札幌圏労働者の生活と雇用安定向け精力的にご活躍されることに対して心より敬意を表します。

また、常日頃より、私ども連合北海道石狩地域協議会並びに連合北海道札幌地区連合会の取り組みに対して深いご理解を賜りますことについて心より御礼を申し上げます。

さて、本年2月の厚生労働省北海道労働局の公表によれば、2007年中に各労働基準監督署で取り扱った賃金不払及び解雇等の労働関係法令上問題ありとする申立事案は2,533件(前年比1.8%減)、労働相談件数では34,677件(対前年比4.1%減)となっております。

労働関係法令違反の申立事案数と労働相談件数が対前年を下回る一方、労働基準法・労働安全衛生法違反による送検件数は65件となっており、対前年を5件上回る状況となっております。また、送検件数のうち賃金不払事案が35件となっているとしています。

これらの状況をみれば、労働者から寄せられる相談に減少傾向はあるものの、内容が悪質化する傾向にあると考えられ、貴署における相談一件に要する処理時間についても長期化しているのではないかと考えられます。連合北海道札幌地区連合会内に設置する「さっぽろ労働相談センター」の2007年1年間の相談状況においても相談者数が930人と前年を92人下回るものの、一人当たりの持込相談件数は0.06ポイント増加し、相談件数に占める違法率も3.2ポイント悪化する状況です。労働現場の荒廃を痛感するとともに、地域生活者としてはある種の危機感を感ずるところであります。

加えて、今般の経済界が求める労働者像を検証すれば、短期化と即決方そして省コスト化が顕著であり、労働市場そのものが不安定化・信頼性低下に陥る傾向がうかがわれます。私どもは、このような事態が固定化することは、職業能力の低下を助長するに止まらず、労働現場崩壊や地域崩壊を促すことになると懸念するものであり、関係する当事者の全てが共通の問題意識をもって是正に向けた努力をすべきと考えます。以上の観点から、私ども連合北海道石狩地域協議会並びに連合北海道札幌地区連合会は、日頃の取り組みの中において、貴署に対応方を痛切に願う事項を下記の通り列挙いたしました。貴署におかれましては種々ご賢察の上、早急に特段の措置を講ぜられますよう強く要請する次第であります。

1. 労働時間の適正管理と労働者の健康管理について

労働安全衛生法の改定により、労働時間の適正管理に加え、長時間労働の被害を抑制すべく労働者の健康対策について事業者の講ずべき措置がより明確に定められました。

しかしながら、労働現場における労働時間の長時間化は企業活動の多様化を名目に着実に固定化する傾向にあります。

- (1) 労働安全衛生法の改正に基づく医師の相談体制の確立を事業者に促進すべく徹底した周知を図られたい。
- (2) 旅客自動車及び貨物自動車の運転業務に従事する労働者の長時間労働防止について徹底し労働者健康管理及び健康被害から生ずる業務上の事故の撲滅を促進されたい。
- (3) 管理職を含む営業職等事業外労働者の労働時間は法律の適用外であるとの誤った認識が経済界に定着しつつあります。如何なる労働者であっても労働時間管理が適正化に執り行われ健康管理が徹底されるよう、事業者・労働者に周知されたい。

2. 労働者災害補償保険について

労働者災害補償保険の加入は事業者の義務とされておりますが、労働者に確認の術はなく未加入時の権利回復には精神的ダメージの回復も加えて困難を要する場合があります。労働者の責めに帰すものではないとはいえ、制度が果す役割と効果について広く、かつ詳細に周知すべきと考えます。次の項目についての善処をお願いいたします。

- (1) 同保険制度の周知徹底と加入の徹底。特に、2つのセイフティーネットの果す役割についての認識不足の事業者・労働者が増加しています。あらゆる機会を通じての周知を求めます。
- (2) 入院時に労災不適用の通知を受けたとする労働者からの相談事例が増えています。事業者の労災隠しに原因があります。徹底した取締りを求めます。
- (3) 在宅勤務者の同保険制度加入について推進されるよう求めます。
- (4) 若年者に対する同保険制度に関する教育について早期に取り組まれるよう求めます。

3. 賃金について

2007年の労働基準法違反による送検件数65件の半数以上が賃金不払(35件)であるとの実態に明らかなように、賃金関連の労働関係法違反は年々歳々その内容が悪質化しております。次の項目についての善処をお願いいたします。

- (1) 賃金不払い(残業手当未払いを含む)の被害を申告する相談者に対して、民事上の解決

に向け強く誘導するとの指摘が寄せられています。相談者とのコミュニケーションの不足と考えますが、相談者においては、知識不足による理解困難者も相当数存在するのではないかと考えます。相談受け付の場所・時間の検討や対話能力の向上など総合的な処理能力向上について取り組まれるよう求めます。

(2) 最低賃金法の周知について、違反に対する処罰規定(罰金)の強化も含め徹底されたい。

4. 本州事業本社への対応について

本州各都市に事業所をおき札幌圏内で事業所を配置せず事業活動を展開する事業者が増加しています。労働者募集、雇用契約の成立及び廃止にいたるまで、事業者(使用者)と労働者が一度もその実像を確認することない場合も散見します。事業者のあり方としては好ましい内容ではありません。

これら事業者と雇用契約を結び、その内容不履行又は法令違反による被害をうけた労働者救済につき次の内容の善処をお願いいたします。

(1) 被申立者が札幌圏以外、本州の場合の対応について、経過の把握と処理の迅速化を図る旨、省内体制強化を上申されたい。

(2) 雇用契約の成立・解消を含む労務管理につき、処理対応を求められるさいには所定労働時間内に対応が可能となるよう体制を維持するよう事業者に指導されたい。

5. 起業・独立・個人事業主等への労務管理指導について

起業・独立に関する補助や支援制度の充実に伴い、個人事業主や小規模事業者が増加しています。これら事業者に対する、雇用契約や労働関係法に関する基礎的知識の理解を図るよう指導されたい。

6. 偽装雇用の取り締まりについて

経費削減、業績不振などを理由に、雇用契約を解消し業務委託契約への移行を装う事業者が散見され当該事業者にとっては、貸付金等を理由に労働者の足止めを強いる者もあります。

偽装雇用の被害の実態を正確に把握し、広く周知し徹底した取締りを推進されたい。

7. うつ病対策について

長時間労働や過重な労働及び職場内トラブルを原因とするうつ病被害が相談として寄せられています。罹災者の多くは職場復帰又は労働の開始を希望しています。予防から対策、救済までの総合的対策を官民の協力の下で円滑にすすめることを希望しますが、次の項目については早急に取り組まれるよう求めます。

(1) うつ病予防を含むメンタルヘルス施策について事業者・労働者へ周知を徹底されたい。

(2) 次の事案を原因とするうつ病について労災適用とすべく署名・事業者へ周知を徹底されたい。

「いじめ」及びパワー・ハラスメント
セクシュアル・ハラスメント
労働安全衛生法の規程を上回る長時間労働

- (3) うつ病による長期の職場離脱者についての職場復帰対策について事例紹介も含め周知されたい。

8. 労働契約法関連について

労働契約法が法律として成立し、労働基準法とあわせて事業者と労働者の契約関係や労働条件決定変更を円滑にするための規範となります。

私ども労働契約法成立以前から、就業規則の変更を原因とする労使間トラブルの相談が寄せられ、内容の大半は労働条件不利益変更となっています。本来想定する効果と逆行する運用がなされていますので、次の項目については早急に取り組みを求めます。

- (1) 就業規則の変更届出の際の要件チェックを厳正に行うことを求めます。特に、従業員及び労働組合との協議経過の確認については詳細な確認が必要と考えます。
- (2) 変更内容の不利益性の審査について
変更内容によっては、常識の範疇を超えるものもあり、公序良俗に大きく反する内容も存在します。これらの不利益が規則として存在することを事前に防止すべく厳正な審査を求めます。

9. 人員配置等の体制強化について

札幌圏は、雇用関連数値ではここ数年常に最悪な状況を更新し、労働関係法違反にする事案も多発している状況にあります。いわば、特例災害地ともいえるべき状態であり労働市場の適正化に向けた特例措置が求められると考えます。

よって、現在多発する労働事件・相談の正確且つ迅速な解決を図るため、速やかに現行人員を補強する等して体制強化を図ることを求めます。

以 上

2008年4月11日
連合石狩地協 発第 号
札幌地区連合 発第 号

札幌公共職業安定所
所長 中村 隆司 様

札幌東公共職業安定所
所長 須藤 敏博 様

札幌北公共職業安定所
所長 岡田 克也 様

連合北海道石狩地域協議会
会長 山本 廣和

連合北海道札幌地区連合会
会長 山本 廣和

2008年度札幌圏職業安定行政に関する要請書

国内外の情勢が大きく揺れ動き、働き手・生活者を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、各種事業団体及び個別事業者に対する指導・啓発を通じ、札幌圏労働者の生活と雇用安定向け精力的にご活躍されることに対して心より敬意を表します。

また、常日頃より、私ども連合北海道石狩地域協議会並びに連合北海道札幌地区連合会の取り組みに対して深いご理解を賜りますことについて心より御礼を申し上げます。

さて、民間調査機関による2007年の企業倒産状況は前年度比1割増610件となり4年ぶりに600件を超える厳しさとなっています。また、この倒産件数のうち法的整理によるものは360件（前年比1.9倍）に過ぎず、約半数の企業が私的整理により事業所閉鎖にいたっています。

負債総額では前年比から25.3%減じている状況から考察すれば地場中小企業に倒産が集中している状況が伺われます。さらには、企業別状況から考察すれば業歴30年以上、建設業、卸小売業を営む事業所に集中する傾向が強く、雇用市場のみならず労働者・家族に与える影響も大きいのではないかと考えます。

これらの状況をみれば、労働者・事業者などから寄せられる相談内容に問題が重複化する傾向にあると考えられ、貴所における相談一件に要する処理時間についても長時間化傾向にあるのではないかと考えられます。連合北海道札幌地区連合会内に設置する「さっぽろ労働相談センター」の2007年1年間の相談状況においても相談者数が930人と前年を92人下回るものの、一人当たりの持込相談件数は0.06ポイント増加し、相談件数に占める違法率も3.2ポイント悪化

する状況です。労働現場の荒廃を痛感するとともに、地域生活者としてはある種の危機感を感じるところであります。

加えて、今般の経済界が求める労働者像を検証すれば、短期化と即決方そして省コスト化が顕著であり、労働市場そのものが不安定化・信頼性低下に陥る傾向がうかがわれます。私どもは、このような事態が固定化することは、職業能力の低下を助長するに止まらず、労働現場崩壊や地域崩壊を促すことになると懸念するものであり、関係する当事者の全てが共通の問題意識をもって是正に向けた努力をすべきと考えます。以上の観点から、私ども連合北海道石狩地域協議会並びに連合北海道札幌地区連合会は、日頃の取り組みの中において、貴署に対応方を痛切に願う事項を下記の通り列挙いたしました。貴所におかれましては種々ご賢察の上、早急に特段の措置を講ぜられますよう強く要請する次第であります。

記

1. 派遣労働の適正運用について

派遣労働に対する企業側のニーズが強くなっておりますが、労働者の働き方に関する法令については遵守の姿勢に欠ける傾向が強く、むしろ派遣労働に法律適用不要との発言すら散見されます。派遣労働本来のあり方を大きく逸脱し、安価・緊急対応・短期の労働力確保に利するのが派遣であると認識されつつあります。この是正については抜本的対応が必要と考えますが、今般、緊急の対応をお願いすべき事項について次の項目を指摘いたしますので、早急に是正に向けた対応をお願いいたします。

(1) 多重派遣の禁止と撲滅について

派遣会社から更に派遣される多重派遣の被害が多くよせられます。多重派遣の禁止と撲滅について、強く指導されるようお願いいたします。

(2) 直接雇用時の労働条件の不利益変更

派遣制限期間を超えたさいの派遣先への直接雇用について、雇用形態を非常勤等の期限付雇用契約労働者とし、職種については派遣労働者として服務していた内容と全く異なる職種への転換を強いるケースが相談として寄せられます。労働者派遣法本来の趣旨に反する運用であり、予防改善にむけた指導周知をお願いします。

(3) 派遣先への指導強化について

派遣元の派遣先の強い意向による法令違反について指摘があります。派遣先企業への指導周知をより一層強化されるようお願いいたします。

2. 偽装雇用について

経費削減、業績不振などを理由に、雇用契約を解消し業務委託契約への移行を装う事業者が散見され当該事業者にあっては、貸付金等を理由に労働者の足止めを強いる者もあります。

偽装雇用の被害の実態を正確に把握し、広く周知し徹底した取締りを推進されたい。特に改善を急ぐ事項として次の項目を指摘いたします。

(1) 常用雇用労働者の代替としての偽装雇用

- (2) 解雇後の継続就労のための偽装雇用
- (3) これらの労働者の雇用保険加入期間に対する救済措置

3 . 試用期間について

試用期間の就労につき次の項目を改善すべく指導方をお願いいたします。

- (1) 求人票における試用期間の有無の明示及び試用期間中の労働条件を明示することについて。
- (2) 採用時に試用期間中の労働条件を提示することについて。

4 . 雇用保険について

労働者が適正均等な雇用保険制度の適用にあずかるよう次の項目について検討し善処の旨を上局などへ強く上申すようお願いいたします。

- (1) 在宅勤務者に対する加入促進

在宅勤務制度が大手企業を中心に広まりつつありますが、これまでの在宅勤務労働者にあっては、個人請負を装い制度加入を阻まれるのが実態でありました。実態精査の上在宅勤務者加入指針などを策定し、企業・労働者・地域生活者等へ周知徹底されるようお願いいたします。

- (2) 2年超えて未加入である者の救済措置と事業者への厳罰化

労働者に対する不利益が大きく、2年の救済措置のみでは十分な補償とはならない場合が大半です。防止に向けた厳罰制度、救済のための法制度を強く求める旨の上申を求めます。特に、遡及加入時の保険料負担は労使の負担分全てを事業主の負担とする制度は緊急を要するものとして対応願います。

- (3) 離職票の発給拒否について

在職中の労使関係を理由に離職票の発給を拒否する事業者について善処を求める相談が多く寄せられます。

遅延発給は労働者にとって不利益が大きく当面の生活確保すら困難とする場合もあることから予防も視野にいれた厳罰制度の設定を上申すよう求めます。

- (4) 失業給付の給付金額の引き上げについて

失業時の労働者の生活状況及び企業状況に対応する失業給金額の引き上げ改正を強く上申されるよう求めます。

5 . 就職困難者への対策について

(1) うつ病を原因とする長期休養者の職場復帰対策

うつ病による長期休養者・休業者の職場復帰及び職場定着の施策につき、事業主、基礎自治体及び関係団体等と協働する対策機関設置について検討されたい。

(2) 若年者の就労支援対策

貴所等の取り組みによる若年者の就労確保については着実な成果を確認するところではあります。就労先確保と職場定着については長期的視野をもったの施策が必要と考えます。

事業主、基礎自治体及び関係団体等によっては精力的に取り組む姿勢をもつところもあることから、貴所において協働行動を提起し、実効ある取り組みを図るようお願いいたします。

6 . 「ハローワーク事業の民間開放」策について

今般、公務員制度の改革や人員見直し、更には行財政改革の一環として標記の民間開放に向けた市場化テストが進められています。申しあげるまでもなく、雇用政策は、地域の特性に応じた対応を求められる政策であるとともに、利潤追求を優先とする事業運営とは元来相容れないものと考えます。

標記民間開放の目的と利益確保者を考えたとき、やはり労働者と市民は二の次になるとの結論にいたります。ハローワーク事業の民間事業者への開放・委託に強く反対すべく上申するよう強く求めます。

7 . 人員配置

札幌圏は、雇用関連数値ではここ数年常に最悪な状況を更新し、労働関係法違反にする事案も多発している状況にあります。いわば、特例災害地ともいふべき状態であり労働市場の適正化に向けた特例措置が求められると考えます。

よって、現在多発する労働事件・相談の正確且つ迅速な解決を図るため、速やかに現行人員を補強する等して体制強化を図ることを求めます。

以 上